

小瀬川河川整備アドバイザー会議 規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、小瀬川河川整備アドバイザー会議（以下、「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が作成した「小瀬川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、「整備計画」という。）に基づき実施している各種施策の進捗等に関して意見を述べるものとする。

- 2 整備計画の変更が行われる場合においては、河川法第16条の第2節3項の規程に基づき、意見を述べるものとする。
- 3 整備計画の変更に伴い事業評価が実施される場合は、再評価、事後評価等の対象事業の評価を行い、局長に対し、意見を述べるものとする。

（組織等）

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

2 委員は別表で上げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会）

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会議の運営と進行を総括する。

3 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が事前に指名するものが、委員長の職務を代行する。

（会議の招集）

第5条 会議は委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 委員の代理出席は原則として認めない。

3 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（公開）

第6条 原則会議を公開するものとし、会議の公開方法については、会議で定めるものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

（事務局）

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局河川部並びに太田川河川事務所調査設計課に置く。

（雑則）

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議に諮って定める。

（附則）

この規約は令和2年 月 日から施行する。

別表

小瀬川河川整備アドバイザー会議 委員名簿

氏名	所属	専門分野
内田 龍彦 (うちだ たつひこ)	広島大学大学院 工学研究科 准教授	河川
内山 誠一 (うちやま せいいち)	中国経済連合会 専務理事	経済
海野 徹也 (うみの てつや)	広島大学大学院 統合生命科学研究科 教授	環境 (水生生物 ・関係漁業)
河原 能久 (かわはら よしひさ)	広島大学大学院 工学研究科 教授	河川 (水資源)
関 太郎 (せき たろう)	広島大学 名誉教授	環境 (植物)
瀧本 浩一 (たきもと こういち)	山口大学大学院 理工学研究科 准教授	河川 (地域防災)
近森 秀高 (ちかもり ひでたか)	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	関係水利 (農水)
畠中 昶隴 (はたけなか しゅんろう)	大竹市文化財審議会委員長	文化財
藤野 完二 (ふじの かんじ)	環境省登録 環境カウンセラー	環境 (学習)
森江 堯子 (もりえ たかこ)	NPO法人 国際環境支援ステーション 副理事長	環境 (水質)

10名
(敬称略 五十音順)

小瀬川河川整備アドバイザー会議 公開規定（案）

（目的）

第1条 本規定は、小瀬川河川整備アドバイザー会議（以下「会議」という。）規約第6条に基づき、会議の公開方法等を定めるものである。

（会議開催の周知）

第2条 会議の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び太田川河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

（会議の公開）

第3条 会議は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。

- 2 会議で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。
- 3 会議の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

（その他）

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

（施行期日）

この規定は令和2年 月 日から施行する。

小瀬川河川整備アドバイザー会議 傍聴規定（案）

（目的）

第1条 本規定は、小瀬川河川整備アドバイザー会議（以下「会議」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に必要な事項について定めるものである。

（受付）

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

（入室）

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入退室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

（会議の傍聴）

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 会議の撮影、録画をしてはならない。
- ② 会議の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 傍聴者は所定の用紙により意見等を提出することができる。
- ⑤ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑥ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑦ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑧ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑨ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑩ 前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

（退室等の措置）

第5条 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場より退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

（その他）

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

（施行期日）

この規定は令和2年 月 日から施行する。